

感染症に関する登園届（保護者記入）

施設長 宛

児童氏名 _____

病名 []

令和 年 月 日 医療機関名『 』において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。
※早退（高熱 38 度以上・嘔吐・下痢）した場合は 24 時間経過し、登園めやすを参考にして
登園して下さい。

令和 年 月 日

保護者名 _____

※自署の場合押印不要

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってから登園であるようご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園めやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、 アデノウイルス等)	症状がある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

※その他 アタマジラミ、水いぼ、とびひ等、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められている第三種感染症